

## 経年管対策状況について（平成25年度実施状況・概数）

平成28年3月29日

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

### 1. ガス事業法施行規則第111条に基づく導管改修実施状況報告について

ガス事業法施行規則第111条に基づきガス事業者から報告された平成25年度末における経年管対策の実施状況（東北支部分、一般ガス事業者）を集計した結果は次のとおり。

○一般ガス事業者の実施状況 （注）中・低圧本支管の数字は小数点四捨五入の数字。（ ）内は前年比減少量

|           | 全管種総量<br>(平成25年度末) | 未対策ねずみ鋳鉄管残存量 |           | 未対策腐食劣化対策管残存量    |           |
|-----------|--------------------|--------------|-----------|------------------|-----------|
|           |                    | (平成25年度末)    | (平成24年度末) | (平成25年度末)        | (平成24年度末) |
| 中圧本支管(km) | 1,773              | 0 (0)        | 0         | 43(▲1)           | 44        |
| 低圧本支管(km) | 11,367             | 44 (▲17)     | 61        | 1,283 (▲92)      | 1,375     |
| 供給管(本)    | 528,106            | 1 (▲3)       | 4         | 80,085 (▲8,502)  | 88,587    |
| 灯外内管(本)   | 479,148            | 0 (▲2)       | 2         | 138,589 (▲9,265) | 147,854   |

一般ガス事業者の未対策ねずみ鋳鉄管は、その殆どが低圧本支管（約44km）であり、低圧本支管全量（約11,367km）に占める割合は0.4%で、前年より17km減少した。未対策腐食劣化対策管である低圧本支管（約1,283km）については、低圧本支管全量（約11,367km）の11.7%を占め、前年度に比べ92km減少した。

未対策腐食劣化対策管である供給管（80,085本）については、供給管全量（528,106本）の15.2%を占め、また、灯外内管（138,589本）については、灯外内管全量（479,148本）の28.9%を占めている。

○簡易ガス事業者の実施状況（東北管内156社） 注：（ ）内は当該年度の全管種総量に対する残存率、増減割合はポイント

|           | 全管種総量   |         | 未対策ねずみ鑄鉄管残存量 |         | 未対策腐食劣化対策管残存量 |              |      |
|-----------|---------|---------|--------------|---------|---------------|--------------|------|
|           | 24年度末   | 25年度末   | 24年度末        | 25年度末   | 24年度末         | 25年度末        | 増減割合 |
| 中圧本支管(km) | 0       | 0       | 0(0.0%)      | 0(0.0%) | 0(0.0%)       | 0(0.0%)      | -    |
| 低圧本支管(km) | 1,666   | 1,650   | 0(0.0%)      | 0(0.0%) | 114(6.8%)     | 103(6.2%)    | ▲0.6 |
| 供給管(本)    | 107,602 | 106,811 | 0(0.0%)      | 0(0.0%) | 7,585(7.0%)   | 7,351(6.9%)  | ▲0.1 |
| 灯外内管(本)   | 89,263  | 88,450  | 0(0.0%)      | 0(0.0%) | 9,667(10.8%)  | 9,362(10.6%) | ▲0.2 |

平成25年度末の簡易ガス事業者における未対策腐食劣化対策管の残存率は、低圧本支管で6.2%、供給管(事業者資産)で6.9%となっており、前年度に比べてそれぞれ0.6ポイント、0.1ポイント減少した。

一方、灯外内管(需要家資産)の未対策腐食劣化対策管の残存率は、減少傾向ながらも10.6%と一般ガス事業と同じように依然として高い傾向にある。このため、経年管対策の充実・徹底を図りつつ、引き続き、積極的な取り組みを行うことが重要である。

- 1.低 圧:ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、例えば一般家屋等へは通常この「低圧」でガスを供給している。
- 2.本支管:本支管とは、道路に平行して敷設されているガス管で、供給管及び内管を除いたものをいう。
- 3.中 圧:ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、導管によるガス輸送の途中段階において、この「中圧」用のガス導管が使用される。
- 4.供給管:ガス導管のうち、本支管から分岐してから需要家の敷地に入るまでのものをいう。
- 5.灯外内管:内管(需要家の敷地内にあるガス導管)のうち、ガスメーターの入口までのものをいう。